

平成21年(行コ)第15号 自己申告票提出義務不存在確認等請求控訴事件
控訴人 ○○○○ 外104名
被控訴人 大阪府 外14名

準備書面

平成21年6月30日

大阪高等裁判所第4民事部二係 御中

被控訴人大阪府訴訟代理人
弁護士 筒井 豊
被控訴人大阪府指定代理人
大阪府職員 林 重 樹
大阪府職員 大 井 孝 志
大阪府職員 安 井 潤
大阪府職員 桑 原 真一郎
大阪府職員 佐 藤 新 悟

上記当事者間の頭書事件について、被控訴人大阪府は以下のとおり弁論を準備する。

第1 退職した控訴人らの控訴の趣旨第2項の請求について

- 1 本件控訴人らのうち、控訴人○○○○(控訴人目録番号44)、同○○○○(同73)、同○○○○(同82)、同○○○○(同84)及び同○○○○(同97)の5名は、それぞれ平成20年3月31日に退職し、同○○○○(同28)、同○○○○(同38)、同○○○○(同42)、同○○○○(同49)、同○○○○(同68)及び同○○○○(同69)の6名は、それぞれ平成21年3月31日に退職した。
- 2 よって、前項記載の各控訴人らの被控訴人大阪府に対する控訴の趣旨第2項の請求は、訴えの利益がないので、不適法である。

第2 控訴人らの平成21年5月11日付け第一準備書面の主張に対する反論

1 事実誤認の主張について

(1) 「学校教育目標」に関する主張について

ア 乙15の通知に見られるように、府立学校における「学校教育計画」は、各学校の教育目標を達成するための年間計画であり、校長が自らの教育理念、教育方針を明らかにするとともに、全教職員がその内容を熟知し、常に教育実践の指針とするにふさわしいものとして作成することが求められる。

そして、学校教育計画の作成に当たって、校長は、積極的に教員を指導し、教育活動の各領域における課題、計画及び実施状況等について点検、評価を行い、年度ごとの達成目標を立てるとともに、指導計画や研修計画が目標達成のために有効で具体的なものになるよう内容の改善充実に努め、各学校の自主性・自立性の確立を図ることが求められる。さらに、「高等学校学習指導要領」、「府立学校に対する指示事項」、「大阪府立高等学校教育課程基準」、「教育改革プログラム」、「人権教育基本方針・人権教育

推進プラン」及び従来の各種指導通知等に留意し、社会全体の変化にも十分対応しながら生徒の自己実現を図ることができるように、個に応じた教育の充実を図るとともに、学校全体の教育活動の機能を高め、学校の実態に応じた特色づくりに努めることとされ、特に「府立学校に対する指示事項」は、府立高等学校において、当該年度の達成目標や取組のための重点課題、留意事項を具体的に示したものとして、これに基づき教育計画を作成することが求められる。

加えて、学校教育計画は、大阪府学校情報ネットワーク等による学校ホームページに掲載するなど、広く府民に公開し、開かれた学校運営の推進に努めることが求められている。

イ 実際にも各府立学校の学校教育計画は、前項の通知内容を履践するものとして作成されている。

したがって、前項の通知内容に見られる、学校教育計画の作成の目的、作成方法、計画内容に関する留意事項、学校教育計画の公開に関する留意事項からみれば、学校教育計画が校長の恣意によって作成されるとする控訴人らの主張は理由がない。

なお、控訴人らが述べる「本年度の重点課題」及び「学校運営の重点」は、「学校教育計画」の一部である（乙15の2枚目参照）。

(2) 本件システムの違法性の主張について

教育公務員に対する勤務成績の評定の制度である本件システムは、教育の本質的特徴に反するものではない。

控訴人らの主張を突き詰めれば、教育公務員に対する勤務成績の評定自体を否定するかのよう解されるが、このような主張が認められないことは原判決が指摘したとおりである。

2 憲法26条に関する主張について

(1) 学習権保障の趣旨の項の主張について

控訴人らは、「校長、教職員や保護者等の意見を踏まえて策定されるとする学校教育目標が特定の思想・歴史観を教える内容のものであるとは直ちにはいえない。しかし、学校教育目標が教育行政上の上級機関の意を体して策定されるという実態にかんがみると、それが特定の思想・歴史観を教える内容のものになっていないという保障はない。」と主張するが（控訴人ら第一準備書面7頁）、失当である。

前述したように、学校教育計画の作成に当たっては、「指導計画や研修計画が目標達成のために有効で具体的なものになるよう内容の改善充実に努め、各学校の自主性・自立性の確立を図ること」、「社会全体の変化にも十分対応しながら生徒の自己実現を図ることができるように、個に応じた教育の充実を図ること」、「学校全体の教育活動の機能を高め、学校の実態に応じた特色づくりに努めること」等に十分留意することとされており、さらには、学校教育計画を各学校のホームページに掲載する等により、広く府民に公開することが求められている（乙15）。

したがって、以上から考えれば、学校教育計画が特定の思想・歴史観を教える内容のものになっていない保障はないとする控訴人らの主張は、何ら具体的根拠のないものである。

(2) 子どもの学習権制約に関する主張について

子どもの学習権の制約に関する控訴人らの主張は、「公権力が教育の内容や方法について教師に義務を課すことは、場合により子どもの学習権の自由権的側面を侵害することになる。」（控訴理由書81頁11、12行目）との主張を基本としている。

しかし、既に述べたように、上記主張は誤りである。

最高裁昭和51年5月21日大法廷判決（刑集30巻5号615頁）は、「大学教育の場合には、学生が一応教授内容を批判する能力を備えていると考えられるのに対し、普通教育においては、児童生徒にこのような能力がなく、教師が児童生徒に対して強い影響力、支配力を有することを考え、また、普通教育においては、子どもの側に学校や

教師を選択する余地が乏しく、教育の機会均等をはかる上からも全国的に一定の水準を確保すべき強い要請があること等に思いをいたすときは、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることは、とうてい許されないとはいわなければならない。」と判示し、普通教育における教師の教授の自由が相当限定されたものであることを明らかにしている。

本件システムにおける自己申告制度は、個々の教職員の教育内容及び方法を不当に拘束するものではなく、個々の教職員が自ら目標を設定し、その達成に向けた積極的な教育活動を行うことにより、教職員の意欲・資質能力を向上させ、さらには学校を活性化させることによって子どもの教育環境の充実をはかろうとするものであり、究極的に子どもの教育を受ける権利を十全に実現することを目的としている。本件システムが子どもの学習権の自由権的側面を侵害するものではなく、また、具体的にそのような事態が生じた事実もないことは明らかである。

(3) 学習権と教師の自由に関する主張について

前記のとおり、本件システムは、個々の教職員が自ら目標を設定し、その達成に向けた積極的な教育活動を行うことにより、教職員の意欲・資質能力を向上させ、さらには学校を活性化させることによって、子どもの教育環境の充実をはかろうとするものである。

これに対し、控訴人らは、「仮に、提出を義務づけられた自己申告票に記載される目標に基づく教育が、子どもの内心や人格形成にかかわるものであれば、それ自体子どもの学習権の自由権的側面を制約することになる。」と主張するが（控訴人ら第一準備書面 1 1 頁）、具体的な根拠が全く見られず、明らかに誤りである。控訴人らの主張は、本件システムが究極的に子どもの教育環境の充実を図ることを目的としており、個々の教職員が自ら目標を設定し、その達成に向けた積極的な教育活動を行うのも、上記目的の実現を目指すものであることを看過している。

なお、控訴人らが主張する違憲判断の基準は、地公法 40 条 1 項、地教法 46 条に基づいて行われる教育公務員に対する勤務評定制度である本件システムについて適用されることはない。控訴人らの主張は、失当である。

3 昇給・勤勉手当の決定の違法に関する主張について

(1) 原判決の理由齟齬に関する主張について

ア 被控訴人大阪府及び大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）は、府立学校職員及び府費負担教職員の昇給に関して昇給取扱要領（乙 2 3）を定め、同要領 5 条 3 項本文において、「自己申告票未提出者」（同条 1 項 2 号の職員）については昇給しないと定める一方、同条 3 項ただし書において、「自己申告票未提出者」のうち、平成 18 年度自己申告票未提出者及び「初回の自己申告票未提出者」に係る昇給号給数については 3 号給とする旨を定めている。また、被控訴人大阪府及び府教委は、府立学校職員及び府費負担教職員の勤勉手当の成績率に関して成績率取扱要領（乙 2 6）を定め、同要領 5 条 3 項本文において、「自己申告票未提出者」（同条 1 項 2 号の職員）（基準目以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた者を除く。）の成績率については 100 分の 61（改正後は 100 分の 63.5）（特定幹部職員については省略）と定める一方、同条 3 項ただし書において、「自己申告票未提出者」のうち、「初回の自己申告票未提出者」の成績率については 100 分の 66（改正後は 100 分の 68.5）と定めている。

イ 控訴人らは、原判決は「自己申告票未提出者」のうち昇給取扱要領及び成績率取扱要領の各 5 条 3 項ただし書に該当する職員（昇給号給数が 3 号給と定められ、改正後の成績率が 100 分の 68.5 と定められている職員）とそれ以外の自己申告票未提出者（昇給しないと定められ、改正後の成績率が 100 分の 63.5 と定められている職員）とを区別することなく、上記各要領の各 5 条 3 項本文のみに該当する職員を前提に判断しているので、判決の理由に齟齬があると主張する。

しかし、上記各要領の各5条3項ただし書に該当する職員の処遇が同項本文のみに該当する自己申告票未提出者の処遇と異なるものとして定められているのにはそれぞれ合理的理由があり、例えば平成18年度自己申告票未提出者については、昇給取扱要領が初めて適用されることになった平成18年度に自己申告票を提出しなかったために評価結果のない職員であることから制度発足年度の周知状況を同年度に限り考慮するとともに、次年度は、教職員自らが目標を設定し、その達成に向けた積極的な教育活動を行ってもらうために、自主性・自立性に基づき、次年度の自己申告票の提出を期待して、そのような取扱いとしたものである。また、「初回の自己申告票未提出者」についても同様に、自らが目標を設定し、その達成に向けた積極的な教育活動を行って教師の自主性・自立性に基づき、次年度の自己申告票の提出を期待しての取扱いとしたものである。これに対し、上記各要領の各5条3項本文のみに該当する自己申告票未提出者については、原判決が判示した理由により、いずれも同項本文の規定が適用されることになる。

したがって、原判決の判断には何ら理由の齟齬はなく、自己申告票未提出者のうち上記各要領の各5条3項本文のみに該当する自己申告票未提出者と同項ただし書に該当する自己申告票未提出者との処遇の差異は、何ら原判決の判断を左右するものではなく、むしろ、この点は、原審において争点にもなっていないのである。

(2) 控訴人ら（原告ら）の主張と原判決の項の主張について

ア 控訴人らは、自己申告票未提出者に対して業績評価は可能であるのになされていないこと、業績評価がなされないとしても能力評価はなされており、これらの総合評価は可能であることから、この総合評価をしないことは地公法40条1項により任命権者に課された義務に違反し、違法であると主張する（控訴人ら第一準備書面18頁）。

しかし、控訴人らの主張は誤りである。原判決が判示したとおり、また、被控訴人大阪府が原審で主張したとおり、府教委が、本件システムに従って自己申告票を提出して自己の目標を設定し、目標を達成するために年間を通じて積極的な教育活動を行ったことにより業績評価及び総合評価がされる大多数の教職員に対する評価方法と異なった方法により自己申告票未提出者に対する業績評価及び総合評価を行わないこと、また、被控訴人大阪府及び府教委が自己申告票未提出者に対する昇給及び勤勉手当の成績率の取扱いについて前記各要領のとおり定めたことは、何ら裁量権の範囲を逸脱したものではなく、またその濫用をしたものでもない。

イ また、控訴人らは、前述した各要領の各5条3項本文のみに該当する自己申告票未提出者と同項ただし書に該当する自己申告票未提出者との間に昇給及び勤勉手当の成績率に関して処遇の差異を設けていることは、勤務成績の証明に基づかず昇給や成績率を決定するものであり、条例、規則のほか、地公法40条1項にも違反すると主張する（控訴人ら第一準備書面18、19～20頁）。

しかし、前述したとおり、前記各要領の各5条3項本文のみに該当する自己申告票未提出者と同項ただし書に該当する自己申告票未提出者との間の昇給及び勤勉手当の成績率に関する処遇の差異は、合理的理由に基づくものであるとともに、条例、規則に基づき、任命権者である府教委に委任された、何をもって勤務成績の証明と認めるかについて合理的な判断を行うことができる権限の範囲内において、かつ、合理的な裁量に基づいて前記各要領において定めたものであり、前記各要領の制定、内容の決定は、何ら裁量権の範囲の逸脱又は濫用には当たらない。

控訴人らの主張は理由がない。